

国立国語研究所連絡調整会議規程

平成21年10月 1日
国語研規程第11号
改正 平成24年 3月27日
改正 平成25年 9月25日
改正 平成28年 4月 1日
改正 平成28年 4月27日
改正 平成28年 7月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立国語研究所組織規程（国語研規程第1号）第6条の規定に基づき、国立国語研究所（以下「研究所」という。）の管理・運営の重要事項について協議する連絡調整会議（以下「会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 中期目標、中期計画及び年度計画に関する事項
- (2) 規則等の制定又は改廃に関する事項
- (3) 組織の設置又は改廃に関する事項
- (4) 予算の作成及び執行、並びに決算に関する事項
- (5) 管理運営及び研究等の状況について研究所が自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) 共同研究プロジェクト等の提案・実施及び評価等に関する事項
- (7) 他機関等との研究連携、諸外国との学術交流及びその促進に関する事項
- (8) 科学研究費補助金等外部資金に関する事項
- (9) 若手研究者の支援等の基本的な考え方に関する事項
- (10) その他管理・運営及び研究・教育に関する重要事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 研究教育職員
- (3) 管理部長
- (4) その他所長が必要と認める者

(議長)

第4条 会議に議長を置き、所長をもって充てる。

- 2 議長は会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を行う。

(招集)

第5条 会議は、議長が招集する。

(議事)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 会議の議事を議決するときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 議長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(専門委員会)

第8条 会議に、専門的事項について調査・検討を行うため、専門委員会を置くことができる。

- 2 議長が必要と認める場合、専門委員会に委員以外の者を加えることができる。
- 3 専門委員会の設置及び運営については、別に定める。

(運営会議への報告)

第9条 会議は、協議した特に重要な事項について、運営会議に報告する。

(庶務)

第10条 会議の庶務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、連絡調整会議の議を経て所長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日以降最初の委員に係る任期は第3条第2項にかかわらず、平成22年3月31日とする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 国立国語研究所若手研究者支援委員会規程（国語研規程第28号）は廃止する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月27日から施行する。